第明三治十二種十五郵年便三物月三認十可日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
独立行政法人理化学研究所、中日本高速道路株式会社工事一部完了、特定計量器型式承認、税理士登録まつ消、弁理士登録関係　二
地方公共団体
行旅死亡人関係　二九
会社その他　三〇
会社決算公告　三〇

公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６０号
岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第８地割75番地２
債務者　南　　利夫
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１７号
岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第10地割46番地１　江刺家団地12号
債務者　中村　照子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第６３号
山形県米沢市万世町桑山4168番地の２　リシェス・アン102号室
債務者　佐野真由美
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１７２号
埼玉県熊谷市三ケ尻1486番地６
債務者　菊地　宏次
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１８６号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居71番地１、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字赤浜814番地21
債務者　渡辺　範幸
1　決定年月日時　平成25年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６８８号
愛知県あま市甚目寺松山75番地　ドマーニＪ503号
債務者　日比野宏之（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８９号
愛知県あま市甚目寺松山75番地　ドマーニＪ503号
債務者　日比野あかね
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９５３号
名古屋市名東区山の手１丁目112番地　スカイル名東301号
債務者　橋爪　政章
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２５号
愛知県一宮市千秋町浮野字陽受52番地　コーポラス野田２－Ｂ
債務者　長谷川信代
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１９８号
愛知県一宮市あずら１丁目４番24号
債務者　中村　博美
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１９９号
愛知県一宮市あずら１丁目４番24号
債務者　中村恵理子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２６号
福岡市博多区春町３丁目７番10―301号
債務者　本間　長雅
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部